\bigcirc 玉 土 交 通 省 令 第 几 + 六 号

 \equiv

几

兀

に

和 地 年 域 法 \mathcal{O} 自 律 第 主 性 十 及 U 号) 自 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 性 \mathcal{O} 施 を 行 高 \Diamond 伴 る た 11 \Diamond 及 \mathcal{O} 改 U 革 建 築 \mathcal{O} 推 士 法 進 を 昭 図 和 る た + \Diamond 五 \mathcal{O} 関 年 法 係 律 法 第 律 \mathcal{O} 百 整 備 号) 12 関 第 す + る 法 条 律 第

項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ き、 建 築 士 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \Diamond る。

令 和 三 年 七 月 H

玉 土 交 通 大 臣 赤 羽 嘉

建 築 士 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省

令

建 築 士 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正

第

条 次 \mathcal{O} 建 表 築 に ょ 士 り、 法 施 改 行 規 正 前 則 欄 12 昭 掲 和 げ + る 規 五. 定 年 建 \bigcirc 設 傍 線 省 を 令 付 第 L 三 + 又 八 は 号) 破 線 \mathcal{O} で 囲 W 部 だ を 部 次 分 \mathcal{O} を ょ う れ に 12 改 順 正 次 す る。 対 応 す る

正 後 欄 12 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 井 λ だ 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 め る。

改

2~4 (略)	士と同等	は、同条第	二 法第十条の三第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する者に	修了証修了証		一 法第十条の三第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者に	これを国土交通大臣に提出しなければならない。	者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添え、	計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようとする	第九条の三 法第十条の三第一項又は同条第二項の規定により、構造設	(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)	六~八 (略)	講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号十四条第二項に裁員する講習の誤程を修了した者にあってに、当該	17	一~四 (略)	第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。	(登録事項)	改 正 後
2~4 (略)	同等	は、	二 法第十条の二の二第一項第二号又は同条第二項第二号に該当する	する修了証(当月)第二十月)第二十月2第十二月月末月	(平戈二十年国上交通省合第三十七号) 第二十八条第十二号こ見官者にあつては、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令	一 法第十条の二の二第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する	え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。	する者は、第三号の二書式による交付申請書に、次に掲げる書類を添	造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を申請しようと	第九条の三 法第十条の二の二第一項又は同条第二項の規定により、構	(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証)	六~八 (略)	当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号第二十四多第二項に規定する講習の誤程を修了した者にあってに	育二十四条育二頁こ見官計る構習の果呈ど多了した音このつでは、五 法第十条の二の二第一項第一号若しくは同条第二項第一号又は法	一~四 (略)	第三条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。	(登録事項)	改正前

第九条の四 (構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付) (略)

2 証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、 一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造 前項及び法第十条の二の二第四項の規定により構造設計一級建築士

2

建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計

は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級前項及び法第十条の三第四項の規定により構造設計一級建築士証又

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付)

第九条の四

(略)

に提出しなければならない。 一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣

3 (略)

(規定の適用)

第九 と、 により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規定 三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第 て適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、 り免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替え 証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定によ 第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書 級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに 二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一 これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、 あるのは の規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」と びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これら び第二項、 築士登録等事務を行う場合における第一条の四、 法第十条の十九第 条の三第一項中 六条第二項」と、 付を受けた場合」と、 た場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築 条の七 「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第 第四条の二第一 一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつ 文は 「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級 同条第一 「法第十条の三第一項又は同条第二 同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九 第四条から第五条まで、 項の規定により読み替えて適用される法第十条の 項」 項中「免許証の書換え交付」とあるのは 第九条の二第一項中「法第六条第二項」とある と 同条第三項中 第六条第五項、 「第三号の三書式による 第一条の五第一項及 二項」とあるの 第七条並 第五条第 「免許 は 第 建 第

大臣に提出しなければならない。設計一級建築士証を添え、これを国土交通設計一級建築士証を添え、これを国土交通

3 (略

(規定の適用)

は「法第十条の十条の三第一項中「 条の 二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一 九条の七 六条第二項」と、 のは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第 付を受けた場合」と、 により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交 士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規定 た場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築 七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつ 三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、 て適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、 り免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替え 証明書の書換え交付」と、 」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは 第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書 級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、 あるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「 0 びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これら び第二項、 築士登録等事務を行う場合における第一条の 規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」と 「法第十条の十九第一 二の二第 第二条、 中央指定登録機関が法第十条の四第一 項又は同条第二項」と、 「法第十条の二の二第 同条第二項中「告示」とあるのは 第四条から第五条まで、 第九条の二第一項中「法第六条第二項」とある 項の規定により読み替えて適用される法第十 同条第二項中「法第五条第三項の規定によ 一項又は同条第一 同条第三項中 四 第六条第五項、 項に規定する 第一条の五第一項 「公示」と、 「第三号の三書 一項」とあ 第五条第 第七条並 「免許 る 第 及

項」とする。 「関」とする。 「関」とする。 「関」とあるのは「構造設計」級建築士証又は設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計」級建築士証又は設備設計一級建築士証」があるのは「構造設計」級建築士証とあるのは「構造設計」の理事式による設備設計」級建築土標造設計)級建築士証とは第三号の四書式による設備設計)の建築土

に定めるところにより講習を受けなければならない。 掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に

関第一号に規定する講習を修了したる講習を修了したる講習を修了したる講習を修了したる講習を修了したる講習を修了したの所がら起算して三年から起算して三年から起第十条の三第一以内
--

に定めるところにより講習を受けなければならない。 掲げる一級建築士は、前条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄第十七条の三十七 次の表の上欄に掲げる講習について、同表の中欄に

:	講 築 計 習 士 一 級 世 親 世 親 世 級 世 親 世 親 世 般 世 り 世 り 世 り り り り り り り り り り り り り	略)
に著であって、設備設計一級建築士正期講習を受けたことがなり、設備設計一級建築士証の交付を受けたまがない者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
法第十条の二の二 第二項第一号に規 第二項第一号に規 でする講習を修了 でする講習を修了 での日から起算して	法第十条の二の二 度の翌年度の開始 した日の属する年 の日から起算して の日から起算して	

2 5

(略)

第二十四条 六~十六 五. 妨げない。 し、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただ (権限の委任) ること。 設計一級建築士証を交付し、 法第十条の三第三項の規定により構造設計一級建築士証又は設備 (略) 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次 (略) 及び同条第五項の規定による受納をす 第二十四条 一 (匹 六~十六 五. 妨げない。 し、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただ (権限の委任) をすること。 設備設計一級建築士証を交付し、及び同条第四項の規定による受納 法第十条の二の一 (略) 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次 (略) |第三項の規定により構造設計一級建築士証又は

第一号書式

第一号書式 (第一条の五関係) (A4)

一級建築士免許申請書 (第一面)

[記入注意]数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてくださ

私は、一級健築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。 私は、下記事項が真実で、かつ正確であることを誓います。 年 月

国土交通大臣 中央指定登録機関 (名 称) 登録申請区分 75 な名 要 严 醬 資格名称 免許名称 学校名 μ 合格通知書日付 \dashv I -級建築士試験に合格した年 学歴-実務口 郷 都道府県名・登録番号 学部名・学科名 免許者名 2 # 二級建築士等+実務□ 生年月日 JII. Я 部部 入学·卒業 年月 Ш 竹竹 有有 性别 免許の年月日 登録の年月日 月入学 月卒業(修了) 月入学 月卒業 (修了) 併 # # 态 男口 (参了) Э 氏名 Ш Э ಬ 掷 帝 日生 4 建築士法第四条第五項口 中 二級健築士等としての 建築実務経験期間の 合計 写真 取の裏面に氏名及び撮影 年月日を記入してのりで 貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証 に順写されます。 建築実務経験期間の 合計 資格認定書の年月日 冊 Ш 弁 併 Ш Ш 4

申請する場合のみ記入

学歴+実務により

理

毘 K 中民

m

5

のみ記入務により申請する場合2一級建築士等+実

る場合のみ記入

第五項により申請すの 建築士法第四条

第一号書式

第一号書式 (第一条の五関係) (A4)

一級建築士免許申請書(第一面)

[記入注意]数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けてくださ

場合のみ記入頭により申請選上法の関連を発工法第四	第 3	のみ記入り申請する場合の企業が必要を表生等十実	務により		で場合の一郎 土実業	1 学校名	登録申請区分 1 学歷+実務□	- 合格通知書日付	一級建築士試験に合格した年	現 住 所 〒	茶	円 が が な	国土交通大臣 中央指定發験機関 (名 称)	私は、下記事項が真実で、かつ正確である 年 月 日
	免許者名	和	具名・登録番号			学部名・学科名	2 二級建築士等+実務口	年 月	した年	電話		生年月月		あることを誓います。 日
年月日	免許の年月日	年月日	登録の年月日	年 月入学 年 月卒業 (修了)	年 月入学 年 月卒業 (修了)	入学·卒業(修了) 年月	ω	日合格番号	年		性別 男口 女口	年 月 日生	氏名	ことを誓います。
年月日	資格認定書の年月日	年月	二級建築士等としての 建築実務経験期間の 合計		я́ п	建築実務経験期間の 合計	建築士法第四条第五項口	dia dia	1	サイロを記べたとので、 貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証 に転写されます。	ナ兵 1 縦4.5cm、横3.5cmの写 真の裏面に氏名及び撮影	To the		

(第二面)

(第二面)

※登録機関記載欄	 											
3	4 4 5		年数の	4	3 2	4		20 Bitt	4		-	
aci Age Mari	精神の機能の障害により一級健築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか、11mをできない状態ですが、11mmではない。	業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	6種	・ あるときは、その日 あるときは、その日 連築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、そ	建築土法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級 建築土、二級建築土又は木造建築土の免許を取り消されたことがあ りますか。	あるときはその刑の勢行を終わり、又は喪行を受けることがなくなった日	あるときはその罪及び刑	建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して 罰金の刑に処せられたことがありますか。	あるときはその刑の勢行を終わり、又は勢行を受けることがなくなった日	あるときはその罪及び刑	禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	
	はい口 いいえ口		<i>\$</i>	伟	& □	弁		& □	弁		& 0 □	
	111	年年	.*	Я	.+	Д		*	Ш		7	
	, K	дд	ない口		ないロ			ない口	ш.		ない口	
	_			Ш		Ш			Ш			
	i - - -	ながまりかがま										
	 	つのか										

※経由庁(機関)記載欄 欠格事由 4 建築土法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築土法第9条第1項第1号の規定により一級建築土、二級建築土又は木造建築土の免許を取り消されたことがありますか。 5 精神の機能の障害により一級連築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態 3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級 建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して 罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその刑の勢行を終わり、又は勢行を受けることがなくなった日 あるときは、その日 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなく あるときはその罪及び刑 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 あるときはその罪及び刑 ※登錄機関記載欄 はい口 いいえ口 50 □ 380 55 □ 曲 併 件 年年 ない口 ない口 ない口 ない口 Н П 用用 日まで

(銀河)